

年金生活者支援給付金

公的年金などの収入や所得額が一定基準以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。受取りには**請求書の提出**が必要です。

対象 次のいずれかを満たすかた

- 障害基礎年金または遺族基礎年金を受給していて、前年の所得額が4,794,000円+扶養親族の数×38万円以下のかた
- 老齢基礎年金を受給していて、以下の条件を全て満たすかた
 - ・65歳以上のかた
 - ・世帯員全員の市町村民税が非課税
 - ・前年の年金収入額とその他所得額の合計が909,000円以下

請求手続き

日本年金機構から届く請求書に氏名などを記入して**秩父年金事務所にご提出**ください。

問合せ 町民生活課(②番窓口) ☎62-1232

秩父音頭の継承のための 寄付結果について

クラウドファンディング「秩父音頭を次代につなげ!花火とともに、もう百年」の寄付について、多くのかたから温かいご支援をいただき、ありがとうございました。

いただいた寄付金は、秩父音頭の継承のために、大切に活用させていただきます。

寄付金額 611,555円

支援者数 17人

問合せ 企画財政課(⑩番窓口) ☎26-7334

年金受給者が 亡くなったときは届出を!

年金の受給者が亡くなったときは、戸籍の届出とは別に「年金受給権者死亡届」を届け出なければなりません。

年金は亡くなった月の分まで受け取ることができます。まだ受け取っていない年金があるときは、遺族のかたが受け取ることができます。

受け取れる遺族のかた

亡くなったかたと生計を同じくしていた配偶者や子・父母など

※詳細は、下記へお問い合わせください。配偶者や子については、遺族給付も請求できる場合があります。

※届出が遅れると年金を多く受け取ることになり、返納金が発生する場合がありますのでご注意ください。

問合せ 町民生活課(②番窓口) ☎62-1232

年金相談には 予約がおすすめです

予約していただくと、お客様の都合に合わせてスムーズに相談できます。また、相談内容に合ったスタッフが対応します。

予約受付時間

午前8時30分～午後4時(土・日・祝日を除く)

※予約相談希望日の1か月前～前日

ご予約の際は、基礎年金番号のわかる年金手帳や年金証書をご準備ください。

申込み

秩父年金事務所 ☎27-6560

予約受付専用電話 ☎0570-05-4890

(050から始まる電話のかたは03-6631-7521へ)

問合せ 秩父年金事務所 ☎27-6560